

改正社会福祉法への対応ポイント③

残暑厳しい中、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか

さて、改正社会福祉法への対応につきましては、これ迄にもポイント①～②としまして、まとめて参りましたが、その後、平成 28 年 8 月 18 日に、県経営協セミナーが開催され、全国経営協制度政策委員長平田直之様及び、全国経営協事務局岡崎貴志様からご講義いただきました。

いずれも、現時点における諸々の会議の経過や、特に厚労省とのやりとりの詳細等直近の情勢を踏まえたご説明もあり、非常に興味深く参考になるものでありました。

以下、順不同ではありますがそれらのポイントを拾い集めてみました。

この稿につきましても、多分に編修子の主観の入っている部分が有りますことをご容赦ください。

また、厚労省から平成 28 年 8 月 22 日付で F.A.Q(2)の追加がされておりますので合わせて記載しておきました。

〈Ⅰ〉財務諸表の公表について

◎ 財務諸表、現況報告書、定款の公表については既に平成 28 年 4 月 1 日から関係条項が施行されていますが、特に現況報告書(平成 29 年施行分の役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。)が公表されているかどうかの Check をお願いしたいとのことでした。

◎ また、これ迄に全国経営協に報告されている財務諸表のうち 20%程度のものが、正確でなかったとのことで、今後は、より正確性が要求されることに留意願いたいとのことでした。

◎ 定款(現行のもの)ものについても、公表されているがどうか Check いただきたいとのことでした。

〈Ⅱ〉 「地域における公益的な取組」について

ご案内のとおり「地域における公益的な取組」については、今次法改正の中核部分となるものでありますが、我々社会福祉法人の全てが、社会との係りを強め、社会への貢献を果たし、もって、今後とも社会福祉事業の中核を担い続けるために、必須不可欠のものであるとして、かなりの時間を割いての説明がありました。

そして、具体的に以下の二つの取り組みに分けて説明がありました。

① 法第24条第2項による取り組みについて

◎ この取り組みは、全ての社会福祉法人において取り組まなければならないものであり、法が強く期待しているものであること

◎ 各法人が具体的に何に取り組むかについては、全国経営協から国に対して『地域によってニーズの違いが有ることから、全ての法人が取り組めるように、限定列挙はしないよう』に要求がされたこと。そして、これに対し、国からの通知では、地域における公益的な取り組みの該当性を判断する際の参考となる考え方が示されるに止まり、その内容が限定されるものではない旨が明記されることとなったとのことでした。

◎ このため、我々としては、我々の想いに近い取り組みが、自由に具体化できるよう保証された形となっており、各々の法人における事業着手の背景・その後の歴史・事業の特徴・法人の体力・地域との係り等々を勘案し、何を具体化するのかとの検討が求められているとのことでした。

（ 逆に申し上げれば、我々がそれぞれの力で事業を具体化しなければならず、責任も又重くなっていることでしょうか ）

◎ 実際上、これからの事業検討に当たっては、事業例のようなものは示されてはいますが、公益事業の認知基準のようなものはなく、認知してくれる機関もないわけですから、個々の事業について、どんな事業に“公益有り”とされるか判然としないということにもなります。

私達法人自身が感受性を研ぎすまし、強い志を持ち臨まなければならないということになるのでしょうか。

◎ 県経営協としましては、会員の皆様のお役に立つべく、皆様方から参考にしていただけるような情報を細かく提供したいと考えておりまして、次のような取り組みを進めていきます。

◎ 現在、各会員法人さんが取り組まれている事業についてアンケートを実施しています。

早急に、取りまとめを行い、分析等を加えたうえで、ホームページ上に載せたいと考えています。

◎ 更に、年内に開催されます、業種別代表者会議において、上記アンケート結果を含めた議論を進め、集約し、皆様にご参考にしていただけるような取り組みの在り方や方向性をお示し、でき得れば、協働でき得るような仕掛け等を併せお示しできればと考えていま

す。

②『社会福祉充実残高』の計算について

◎ 「充実残額計算」の方法に動きのあったことが留意ポイントと考えられます。

◎ 平成 28 年 8 月 2 日に社会福祉審議会福祉部門が開催されました。「残額計算」の方法が、かなり固まって来ている様子です。最終的には平成 29 年 1 月ごろに固定されるとの見込みだそうですが、現時点においても「充実残額計算」の方法が、特に「控除対象財産」の計算の仕方が、これ迄説明されてきたものから改められています。

◎ 具体的には「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産から、人件費積立金、修繕積立金等の積立財産が除かれることとなっています。即ち、この積立金等の額だけ「充実残額」が増加することとなります。このため、これ迄は「社会福祉充実残額なし」として試算されていた法人においても、残額が生じるケースも考えられますので要注意です。

但し、「これらの積立財産であっても控除の対象となる場合があり得る」との表現も併記されていますので、どのようなものを対象として運用されるのか、引き続き、注視する必要があります。

◎ 自己資金比率も計算式を左右する大きなファクターですが、これもまだ仮置きのような感じです。

◎ 全国経営協が公開している、社会福祉充実残額の計算ツール(試算シミュレーション)も上記の変更点に沿って 7 月以降一部変更されていますので、これにより再試算する必要が有ります。

◎ いずれにしても、12 月～1 月頃の残額計算方式の確定を受け、おおまかな 28 年度決算見込みにより、試算を行い、ケースによれば、3 月における控除対象財産・再投下資金確定のための補正予算の編成作業が続くこととなりますのでご注意ください。

◎ 平田委員長のお話しによれば、対象法人は会員法人の 15%程度になるのではないかとのことでありますので、対象法人も結構多いことが予想されるかもしれません。

〈Ⅲ〉 F.A.Q(2)について

◎ 平成28年8月22日付でFAQが追加されています。F.A.Q(1)が6月20日付で出されておりましたが、その後の質問・照会等の中から留意すべきものが追加としてまとめられ出されています。

◎ 特に問11において、従来は定款準則に示されていた「理事長の職の代理」について改正法においては、理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定めは無効であるとFAQされていますので注意してください。

以上が編集子のまとめのポイントです。